

番号	【権利の実現に関する要求項目】 4.
項目	<p>昨年度の国の「生活保護基準の見直し検討」では、級地区分6ランクを3ランクに大括りすることや基準額の引き下げが考えられていたが、全国的な反発も受けて最終的には「2024年度までは現行基準を維持し、その後の経済情勢をふまえて2025年度以降の受給額を判断する」と回避された。</p> <p>これはコロナ禍前の2019年の消費実態を基に審議され、昨今の物価高騰を顧みない乱暴な見直しであり、一旦見送られたものの来年には問題が再燃する恐れがあるため、引き続き他の自治体とも連携して、決して級地区分や基準額を引き下げないよう国に強く働きかけること。また保護の停廃止や障害者加算、介護加算、住宅扶助の見直し等、更なる締め付けがされないよう働きかけること。</p>
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、令和5年10月に実施された生活扶助基準の見直しについても国により行われています。国からは、見直しについて、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるために、専門的かつ客観的に検証を実施することとしている社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を反映することを基本としつつ、社会経済情勢を踏まえて実施するものという考え方が示されており、基準額等について地方自治体に裁量の余地はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課（保護） 電話：06-6208-8012